

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）及び
情報処理システムの運用及び管理に関する指針の一部を改正する告示（案）
に対する意見公募手続の結果について

令和6年6月28日
経済産業省商務情報政策局
情報経済課
情報技術利用促進課

「情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「情報処理システムの運用及び管理に関する指針の一部を改正する告示（案）」について、令和6年3月9日から同年4月8日まで意見公募手続を実施しました。提出意見と提出意見を考慮した結果については別紙のとおりです。

(別紙)

番号	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>下記の項目が欠けており、他の情報化政策と同様にいずれ形骸化することが必至。</p> <p>1. 申請内容の真正性について、第三者によるシステム監査および情報システム監査により立証することを義務づけること。</p> <p>2. 上記1を怠った場合、または申請内容に重大な瑕疵が認められた場合に重大な瑕疵が認められた場合には然るべきペナルティを課すこと。</p> <p>3. 制度運営を委託する主体と経産省の責任を明記すること。</p>	<p>(1. 及び2. について)</p> <p>本制度は、情報処理の促進に関する法律に基づき、申請内容について基準に適合するかどうかの審査を行うこととしています。その際、システムの情報に関する書類の提出も求めています。また同法では、認定事業者に対する認定の取消しについても規定しております。</p> <p>(3. について)</p> <p>経済産業省が所管する情報処理の促進に関する法律において、認定に関する事務を独立行政法人情報処理推進機構に行わせるものとして定められております。</p>
2	<p>省令改正案の3ページの改正前欄の1行目「新設」は「加える」のほうがよい。同1ページの7行目「加える」と同様に。</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>「データ連携システムの運用及び管理を行う事業者の安全性・信頼性や相互運用性、事業安定性等が担保されていることを外形的に確認できる仕組み」としているが、「ISMAP」等と同様の形で事業者の申請内容が公表されなければ実効性は全くないものと考えざるを得ないが、この改正案を見る限り明確となっていない。</p>	<p>ISMAP においても申請内容のうち一般に公開される内容は限定されており、情報セキュリティに係る内部統制の状況や監査機関の監査結果の詳細な情報は公開されません。</p> <p>本制度も同様に、申請者に対し、データ連携システムが準拠する基準の公表や、データ連携システムで扱うデータの管理に関する事項を定めた上で、取引条件としてステークホルダ</p>

	<p>制度運用もしっかり規定すべきであり、極めて不完全な改正案である。いったん取り下げるべきではないか。</p>	<p>一に示すことなどを求めています。加えて、セキュリティ対策の具体的な措置については、セキュリティ上の悪用につながるおそれなどもあることから、具体的な措置の実施状況に関する内容の公表は行わないものの、審査時においてその取組の状況を確認することとしております。</p> <p>また、制度運用については、情報処理の促進に関する法律に基づいてすでに運用がなされている DX 認定制度の枠組みにおいて運用が行われるものとなります。</p> <p>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>上場企業の立場としては全面的に反対である。</p> <p>即ち、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 に基づく内部統制報告書を毎事業年度毎に作成し、内閣総理大臣へ提出しているが、相応の負担がかかっているのが実情である。</p> <p>同報告書においては、「IT への対応（情報技術）」についても記載しているが、これを以て代替することで十分であると思われ、これ以上の負担を強いられることは断じて認めがたい。</p> <p>金融商品取引法の主管官庁（金融庁）とも十分調整することを強く要望する。</p>	<p>金融商品取引法における内部統制報告制度は、財務報告に係る内部統制についての有効性を確保することを目的としており、データ連携システムの運用及び管理を行う事業者の安全性・信頼性や相互運用性、事業安定性等を担保することを目的とした本制度の目的とは異なるものであり、代替することはできないと考えます。</p> <p>また、本制度は、データ連携システムの運用及び管理を行う事業者から申請があった場合に、認定基準への適合を審査した上で認定する制度であり、上場企業に対して一律で認定の取得を求めるものではありません。</p> <p>そのため、御懸念のような負担の増加には当たらないと考えています。</p>
5	<p>1. 「情報処理システムの運用及び管理に関する指針の一部を改正する告示案」において、「特に、データ連携</p>	<p>（1. について）</p> <p>御意見を踏まえて、記載を修正いたします。</p>

システム（情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第四十一条第二号イ（2）に規定するデータ連携システムをいう。以下同じ。）の運用及び管理に当たっては、と記載されているが、第四十一条第二号イ（2）は、第四十一条第二号ロ（2）の間違いではないか。

2. 「情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」の新旧対照表において、新の第四十一条第一号イへまでを新規として記載しているが、この部分はいくまで条項ずれであり、新規ではないので、そのように表記したほうがより新旧の比較が広く国民が理解できるのではないか。

3. 「情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」の第四十一条第二号ニ及びホにおいて、「継続的に講じていること。」としている。継続的に講じていることは重要であるが、データ連携システムの運用及び管理を行う事業者の安全性・信頼性や相互運用性、事業安定性等が担保されていることを外形的にその運用及び管理を開始する時点で判断できるようにすべきではないか。例えば、継続的に実施することを計画していること。それに対してのリソースを確保していること。継続実施していることを確認するプロセスが制定されていることなど。

（2. について）

御意見は今後の参考とさせていただきます。

（3. について）

「継続的に講じていること。」とは、申請時点において必要な措置を講じていること及び当該措置を継続的に講じるための対応が行われていることの両者を審査することを意図しております。原案において既に御指摘のような内容を含んでいることから、原案のとおりといたします。

6	<p>「情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」において定められている認定対象が非常にあいまいであり、事業者が混乱する恐れがある。</p>	<p>御指摘を踏まえ、認定対象について明確にするため、省令改正案第四十一条に以下の変更を加えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同条第一号トとして、「法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。」を追記。 ・同条第二号ロに「他の事業者に委託する場合を含み、外国政府等による影響を受けている場合を除く。」を追記。 ・同号ロ(2)の「運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携によりこれらの者が多様なデータを活用できることを目的として、機構が定めるガイドライン等に則った機能を備えるもの」が指すものが不明確であることから、「法第五十一条第八号に規定する業務に応じてガイドラインその他の機構が定める文書にのっとりしたもの」と明確化。
7	<p>改正後第二の「利用者」と「利用者等」が使い分けられているように見られるが、「等」には、誰が含まれているか。また、利用者「等」は改正案には使われていない。</p>	<p>「利用者」は、データ提供者及びデータ利用者を含めてデータ連携システムに接続する者を指します。</p> <p>「利用者等のステークホルダー」の「等」には、データ連携システムに接続するわけではないものの、データ連携システムの事業的継続性の担保を確認する必要がある者が含まれ、例えば投資家等が挙げられます。</p> <p>上記のとおり、使い分けをしているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>